

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	鹿児島港外1港みなとカメラシステムソフトウェア導入
業 務 概 要	<p>九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所に設置する鹿児島港みなとカメラシステム及び川内港みなとカメラシステムが適切に作動するようにみなとカメラ制御ソフトウェアのインストール作業、現地調整、動作確認作業を行うものである。</p> <p>(1) 鹿児島港みなとカメラ制御ソフトウェア 現地調整、動作確認 1式 (内訳) 鹿児島港湾・空港整備事務所 操作権制御サーバーソフトウェア 1台 操作端末ソフトウェア 1台</p> <p>(2) 川内港みなとカメラ制御ソフトウェア インストール作業、現地調整、動作確認 1式 (内訳) 鹿児島港湾・空港整備事務所 川内港出張所 操作権制御サーバーソフトウェア 1台 操作端末ソフトウェア 1台</p>
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島港湾・空港整備事務所長 三好 一喜 鹿児島市城南町23-1
契 約 年 月 日	令和5年10月24日
契 約 業 者 名	特定非営利活動法人港湾保安対策機構 理事長 田所 篤博
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区愛宕一丁目3-4 愛宕東洋ビル5階
契 約 金 額	1,048,300 円 (税込み)
予 定 価 格	1,048,300 円 (税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本契約は、九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所に設置する施工管理用カメラの制御用ソフトウェアのインストール作業、現地調整、動作確認作業を行うものである。</p> <p>九州地方整備局では、直轄工事の施工管理のために監視カメラ等の機器を設置し、常時カメラによる監視を行っているところである。</p> <p>本ソフトウェアは、別途工事にて設置を行う施工管理用カメラ機器に対応しており、本ソフトウェアでなければ正常に作動させることができないため、業務に支障をきたすこととなる。</p> <p>また、本ソフトウェアは、特定非営利活動法人港湾保安対策機構が開発したものであり、本ソフトウェアの販売は同法人以外には行っていない。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項により、特定非営利活動法人港湾保安対策機構と随意契約するものである。</p>
業 務 場 所	-
業 種 区 分	物品・役務
履 行 期 間 (自)	令和5年10月24日
履 行 期 間 (至)	令和6年1月31日
備 考	